

学生会員規程

改訂2017.7.1

第1条 学生会員には正規の学部生及び大学院生になることができる。聴講生や研究生はなることができない。また、常勤の職につきながら学生の身分も有する者は正会員とみなす。

第2条 上記の他、理事会で認めたものも学生会員になることができる。

第3条 学生会員は毎年学生であることを証明する書類を、5月31日までに学会に提出しなければならない。学生であることを証明する書類を学会に提出しなかった場合、学生会員としての身分を失う。

第4条 正会員として入会を希望する場合、正会員として申請が必要である。

第5条 5月31日を過ぎて、年度途中で身分の変更があった場合は、翌年度から会員の種別を変更する。